

令和7年度 環境教育・学習推進業務
仕様書

1 目的

環境と調和した持続可能な社会を構築するうえで、最大の鍵となるのが、市民一人一人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、これまでから、環境教育・学習の方向性等を統合的・系統的に示す「京都市環境教育・学習基本指針（H29 策定）」（以下「指針」という）に基づき、ライフステージに応じた様々な取組を実施してきたところである。

一方、指針策定からこの間、人々のライフスタイルの転換や、本市環境行政のマスタープランである「京都市環境基本計画 2016-2025」の次期計画策定に向けての議論が進められており、今後、より一層の環境に資する行動の推進が求められるとともに、本市においては、更なる脱炭素化・資源循環の推進、生物多様性の保全・回復に向けた、地域や企業など多様な主体が連携した一体的な取組の必要性がある等、環境教育・学習の推進においても解決を図るべき課題も窺えるようになっている。

そこで、本市の環境教育・学習推進上の課題を抽出するとともに、論点を整理したうえで、今後、より効果的・効率的に取組を進めるための方針（事業の最適化及び充実）の検討及び指針改定の必要性の検討を進める。

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託業務内容

(1) 本市における環境教育・学習の体系的整理と課題の抽出

本市（環境政策局以外も含む）の環境教育・学習の取組について、現行の指針を踏まえ、体系的に整理を行い、課題を抽出する。

また、整理を行う環境教育・学習の取組については、環境教育・学習の拠点を含むものとし、拠点にあつては当該取組に要する経費・従事人員・活動の場の面積についても整理するものとする。

なお、課題抽出等に当たり、本市関係所属にヒアリング等を行う場合は、事前に当課と調整することとする。

(2) 本市における環境教育・学習推進上の論点整理

(1)を実施のうえ、今後の本市環境教育・学習の推進に向けた論点整理を行う。

なお、以下の観点については、必ず検討すること。

ア ライフスタイルの転換など、より一層の環境保全行動の推進

- ・ 環境教育・学習により市民・事業者の環境保全意識が一定向上し、節電など個別分野の日常的な環境保全行動が浸透する一方、次に何を取り組めばよいのかと悩む市民・事業者が見受けられる。
- ・ そのため、更なる行動変容を目的とした環境教育・学習の場所やライフステージ

における取組を論点として検討すること。

イ 環境教育・学習、環境保全行動の推進に係る仕組み

- ・ 環境に係る更なる行動変容を進めるためには、行政のみならず、環境活動団体、NPO、専門家なども含めた環境教育・学習の実践者が連携することにより、学ばふ人たちが他分野への関心の幅を広げ、連携して活動を進めていくことが必要であることから、環境教育・学習に係る連携や環境保全活動の推進のための仕組みづくりに係る内容を論点として検討すること。

(3) (1) (2)の内容を踏まえた、事業の最適化及び充実に向けた方針の提案等

(1) (2)を踏まえた、事業の最適化及び充実に向けた方針（仕組みづくりを含む）の提案を行うとともに、指針改定の必要性を検討する。

4 業務実施スケジュール（予定）

令和7年6月～令和8年3月

5 業務実施体制

本業務の進捗を管理する責任者及び本市との連絡調整を行う担当者を明確にしておくこと。

6 実施報告書・成果物の提出

業務完了後、以下のとおり提出すること。

- (1) 本業務において収集・作成した電子データ一式（CD 1部）
- (2) 上記の委託業務について取りまとめた実施報告書（A4判、製本したもの5部）

7 その他留意事項

(1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に行うこと。

(2) 委託事業の開始に先立ち、今後の業務実施スケジュール表を作成し、本市に届け出て承認を得るものとし、本事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うこと。

なお、進捗状況が思わしくない場合、本市が事業実施方法やスケジュールの見直しを求める場合には対応すること。

(3) 契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。

(4) 受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場を確保すること（オンライン会議も可とする）。

(5) この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行ったうえで決定する。

(6) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。